第三十六条第一項中「指定食肉若しくは鶏卵等」を「肉用牛若しくは肉豚」に改め、「（指定食肉に係る家畜の生産者を含む。）、販売業者若しくは輸入業者」を削り、「、販売価格若しくは在庫量」を「若しくは販売価格」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第三条第二項に規定すると畜場（肉用牛又は肉豚に係るものに限る。）の設置者若しくは管理者又は肉用牛若しくは肉豚の生産者からその生産した肉用牛若しくは肉豚（牛肉又は豚肉を含む。）の販売の委託若しくは売渡しを受けた者（その者が直接又は間接の構成員となっている団体を含む。）に対し、肉用牛又は肉豚の生産費（と畜に係るものに限る。）、肉用牛又は肉豚（牛肉又は豚肉を含む。）の販売価格その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

第三十六条を第二十九条とする。

第三十七条中「第十四条第一項及び第二項、第十七条第一項、第十八条第一項（第二十条第三項」を「第七条第一項及び第二項、第十条第一項、第十一条第一項（第十三条第三項」に、「第十九条第二項、第二十条第一項」を「第十二条第二項、第十三条第一項」に改め、同条を第三十条とする。

第三十八条中「機構から」の下に「交付金又は」を加え、第六章中同条を第三十一条とする。

第三十九条中「第十二条第八項若しくは第三十六条第一項若しくは第二項」を「第五条第八項若しくは第二十九条第一項から第三項まで」に改め、同条を第三十二条とし、第四十条を第三十三条とする。

第四十一条中「第十九条第二項」を「第十二条第二項」に改め、同条を第三十四条とする。

附則第十条及び第十一条を次のように改める。

第十条及び第十一条　削除

第九条を次のように改める。

（独立行政法人農畜産業振興機構法の一部改正）

第九条　独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十条第一号イを次のように改める。

イ　肉用牛及び肉豚についての交付金の交付を行うこと。

第十条第一号中ロ及びハを削り、ニをロとし、ホをハとし、同号ヘ中「ホの」を「ハの」に改め、同号ヘを同号ニとし、同号ト中「ヘの」を「ニの」に改め、同号トを同号ホとし、同号チを同号ヘとし、同条第二号中「国内産の牛乳を学校給食の用に供する事業についてその経費を補助し、及び」を削り、同条第五号中ホをヘとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　輸入加糖調製品の買入れ及び売戻しを行うこと。

第十一条第一号中「及びロ」を「からハまで」に改め、同条第二号中「前条第五号ニ」を「前条第五号ホ」に改める。

第十二条第一項第一号中「からハまで」を削り、同項第二号中「第十条第一号ニからチまで」を「第十条第一号ロからへまで」に改め、同項第四号中「、ロ及びハ」を「からニまで」に、「並びに」を「及び」に改め、同項第五号中「第十条第五号ニ及びホ」を「第十条第五号ホ及びヘ」に改める。

第十四条中「第十条第一号イ、ロ及びホからチまで」を「第十条第一号ハからへまで」に改める。

第十七条中「第十条第一号ハの規定により機構が交付する補助金、同号ニ」を「第十条第一号ロ」に改める。

第十八条第一号中「第十条第一号ハ、第二号」を「第十条第二号」に改める。

附則第一条第二号の次に次の一号を加える。

二の二　附則第十八条の規定　畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第六十号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

附則第五条の見出し中「畜産物の価格安定に関する法律」を「畜産経営の安定に関する法律」に改め、同条中「畜産物の価格安定に関する法律第六条第三項」を「畜産経営の安定に関する法律第五条第一項」に、「同条第四項」を「同条第二項」に改める。

附則第十条の次に次の一条を加える。

（地方自治法の一部改正）

第十条の二　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）の項中「第十四条第一項及び第二項、第十七条第一項、第十八条第一項（第二十条第三項」を「第七条第一項及び第二項、第十条第一項、第十一条第一項（第十三条第三項」に、「第十九条第二項、第二十条第一項」を「第十二条第二項、第十三条第一項」に、「第三十六条第二項」を「第二十九条第二項」に改める。

附則第十三条を次のように改める。

第十三条　削除

附則第十四条のうち、肉用子牛生産安定等特別措置法第十三条第一項の改正規定中「畜産物の価格安定に関する法律」を「畜産経営の安定に関する法律」に、「第二条第三項」を「第二条第一項」に改め、同法第十四条第一項の改正規定中「第二条第三項」を「第二条第一項」に改め、同法第十五条を削り、同法第十章中第十五条の二を第十五条とする改正規定を次のように改める。

第十五条を削る。

第十五条の二中「補助金について」を「補助金」に、「生産者積立助成金について」を「生産者積立助成金」に改め、第五章中同条を第十五条とする。

附則第十四条中肉用子牛生産安定等特別措置法第十八条の改正規定の前に次のように加える。

第十六条第二項中「第十条第一号ニからチまで」を「第十条第一号ロからへまで」に改める。

附則第十五条を次のように改める。

第十五条　削除

附則に次の一条を加える。

（畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律の一部改正）

第十八条　畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

畜産物の価格安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律

第一条を次のように改める。

（畜産物の価格安定に関する法律の一部改正）

第一条　畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

畜産経営の安定に関する法律

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一条・第二条）

第二章　指定食肉等の価格の安定に関する措置（第三条―第十条）

第三章　加工原料乳についての生産者補給交付金等の交付

第一節　生産者補給交付金等の交付（第十一条―第十六条）

第二節　集送乳調整金の交付（第十七条―第二十三条）

第四章　指定乳製品の価格の安定に関する措置（第二十四条―第三十三条）

第五章　雑則（第三十四条―第三十七条）

第六章　罰則（第三十八条―第四十一条）

附則